

第 29 号議案

令和 8 年度教職員人事異動に関する基本方針について

令和 8 年度教職員人事異動に関する基本方針を次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 21 日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

令和8年度教職員人事異動に関する基本方針

人口減少・少子高齢化の進行、デジタルトランスフォーメーション（DX）などの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化など、学校教育を取りまく課題はますます多様化、複雑化している。こうした中で、先行き不透明な時代に生きる子どもたちの新しい学びである個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が求められている。

本県においても、学力・体力向上や不登校・いじめへの対応、また、新しい学びへの対応やICTの効果的な活用、多様な子どもたちへの支援、教職員の働き方改革などの課題が山積している。これらの課題に対し、管理職のリーダーシップのもと世代間の教育力の継承を図るとともに、若手からベテランまで教職員一人ひとりの力を結集し、組織的にかつ柔軟に取り組んでいくことが必要となっている。

本県では、「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」を策定し、その中で教職員の教育力を高めることを引き続き重点取組としている。

このような状況を踏まえ、教職員が高い倫理観に基づき、自信と誇りを持って子どもの力を引き出し、「夢と生きる力」を育む取組をさらに推進するため、下記事項を基本方針とし、全県的立場から教職員の適正な人事異動を行う。

記

- 1 特色ある学校づくりを進め、学校教育目標を達成するため、適性、教科、年齢等を考慮した配置に努める。
- 2 教職員一人ひとりに豊富な経験を積ませるため、同一校における長年勤務者の異動を促進し、あわせて新規採用者等の適正な配置に努め、資質能力の向上を図る。
- 3 地域間の年齢バランスを改善し、世代間の教育力の継承を図るとともに、本県の教育課題等に対処するため、郡市間の交流など広域交流や校種間交流を積極的に進める。
- 4 管理職のリーダーシップの発揮による組織的・戦略的な学校経営と教職員の人材育成を図るため、本県の教育課題に対処しうる管理職員の全県的視野からの登用と配置に努める。